地方独立行政法人大阪市民病院機構介護福祉士人材紹介業務契約書

地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）は、地方独立行政法人大阪市民病院機構介護福祉士人材紹介業務を締結するものとし、本契約締結の証として、本契約書２通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印のうえ各１通を保有する。

（定義）

第１条　本契約締結における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 応募者　甲に対し応募の意思のある求職者で、乙が甲に紹介する者をいう。

(2) 採用決定者　応募者のうち、甲が自ら選考し労働者として採用することを決定した者をいう。

(3) 想定年収　甲が採用決定者に支払う月給の 12 月分をいう。ただし、月給は基本給と特別勤務手当の合計額とし、通勤手当、時間外手当等その他の手当は含まれないものとする。

（業務内容）

第２条　乙は甲からの申出に基づき、甲に対して次の業務を行う。

(1) 甲への応募者の選別から紹介にいたるまでの調整及び情報提供

(2) 応募者の紹介を行うにあたっての相談、助言及び人材の開拓等

（採用選考）

第３条　甲は乙が紹介した応募者を自ら選考し適当と認めたとき、甲の責任において応募者を労働者として採用する。

２　甲は前項に基づき応募者の採用を決定したとき、採用確認通知等の書面が必要なときは、甲は手続きのうえ乙に交付を行う。

（手数料）

第４条　乙が甲に対して人材を紹介し、採用決定者となり勤務を開始したとき、成功報酬として手数料を支払う。なお、１名につき想定年収の 10％（消費税別）を甲は乙に支払うものとし、特段の定めがない限り、勤務を開始した日の翌月末日までに甲は口座振込により支払う。ただし、採用決定者となり勤務が開始した日以後に想定年収が当初と変更になるときは、手数料の追加支払いや返金は行わない。

（手数料の返金）

第５条　前条の手数料の対象者となる採用決定者が明らかに採用決定者の責による解雇または自己都合により退職したとき、乙は甲に対し、当該手数料に次の各号の期間に応じて次の料率を乗じた金額を返金する。ただし、甲の責または採用決定者が他の手段による採用となり退職をしたときは、この限りではない。

期間	料率
採用日より１月以内	100%
採用日より２月以内	75%
採用日より３月以内	50%
採用日より６月以内	10%
採用日より 12 月以内	５%

２　甲は前項による手数料の返金を受けるとき、乙に対し、当該採用決定者の退職等が確認できる文書の交付を行うものとし、乙は当該退職等を確認した日の翌月末日までに甲に対し口座振込により返金を行う。

（甲の義務）

第６条　甲は、本契約期間中に乙に対して通知する事なく、応募者との直接の連絡または応募者を採用しない。

２　甲は、乙が紹介した応募者について、既に他の手段により応募があったときは、直ちに乙にその旨の通知を行う。

（同意事項）

第７条　甲が公開している採用募集情報及び一般的に公開されている甲の病院情報を、乙が次のとおり取扱うことに同意する。

(1) 応募者に開示または通知すること

(2) 応募者を募集するために、乙または乙と業務提携する会社が運営又は提供する Web サイト等に開示及び公開すること

(3) 法令により開示または通知が義務付けられる募集または病院情報を公開すること

（守秘義務）

第８条　甲及び乙は、応募者の個人情報を採用選考の目的の範囲で利用するものとし、厳重に管理のうえ、知り得た機密情報を法令等による手続きによる場合を除き、第三者に開示、提供または漏洩してはならない。

２　甲及び乙は、本契約が期間満了、解除その他の事由により終了したとき又は相手方から要求があったときは、相手方から交付された秘密情報を含む資料及び電子媒体を相手方の選択により廃棄又は返却を行う。

（解除）

第９条　甲及び乙が次の各号のいずれかの項目に該当するとき、本契約を解除することができるものとする。

(1) 監督官庁による営業の取消もしくは停止等の処分その他関連法令に基づく行政上の処分を受けたとき

(2) 破産、会社更生手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始の申立て又はその他財務状況の悪化又はそのおそれがあると認められる相当な事由があったとき
(3) 手数料または手数料の返金の支払いを怠っているとき
(4) 本契約に違反したとき
(5) 本契約期間中に乙が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき
(6) その他、甲が合理的な根拠により取引先として乙に対し不適当と判断したとき

２　前項の理由により契約が解除されたときは、当該時点で発生している相手方に対する一切の債務の全額について期限の利益を喪失し、相手方の定める方法により支払う。

（有効期間）

第 10 条　本契約書の有効期間は本契約締結日より令和３年６月 30 日までとする。

（管轄裁判所）

第 11 条　本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、甲または乙の本部が所在する管轄の簡易裁判所または地方裁判所とする。

（協議）

第 12 条　本契約に定めのない事項または本契約の各条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙双方誠意をもって協議し決定するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲：

乙：